平成２２年（フ）第２８２号
福岡県久留米市御井町1974番地２
債務者　山下　秀綱
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市千年２丁目42番17号
債務者　松山　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８号
香川県丸亀市塩屋町５丁目12番11―405号
外浜団地11棟
債務者　濵田　典子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１６５号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番65番地５　徳和ハイツＡ棟101号
債務者　佐々木絵里香
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９７４号
仙台市青葉区上愛子字中遠野原７番地の27、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘６丁目24番地５
債務者　高橋　真紀
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
宮城県加美郡色麻町大字下新町北44番地13
債務者　助川美裕季
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番65番地５　徳和ハイツＡ棟101号
債務者　佐々木辰彦
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
宮城県大崎市田尻北小牛田字宅地二31番地１安部輝美方、住民票上の住所宮城県大崎市古川北町５丁目３番32号
債務者　佐々木美沙（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
宮城県石巻市渡波字黄金浜121番地
債務者　高城　啓之
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
岐阜県各務原市那加日吉町１丁目72番地グレースコートⅡ棟１―Ｃ
債務者　伊東しのぶ
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８３号
岐阜県各務原市蘇原旭町２丁目67番地１
債務者　伊藤　辰美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９号
滋賀県犬上郡豊郷町三ツ池107番地１
債務者　西山　逸美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６０７号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目４番５号後藤方、住民票上の住所兵庫県丹波市氷上町成松500番地７　県営住宅成松団地１―201号
債務者　山本　和恵
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３８号
神戸市長田区駒ヶ林町５丁目８番２号ハイツヨイチ203号、従前の住所神戸市長田区久保町７丁目４番15号グローリア久保202号
債務者　森貞　旭
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４０号
神戸市長田区二番町２丁目１番地209号
債務者　山﨑　優香
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４４号
神戸市須磨区行平町２丁目３番16―606号
債務者　中川こと　本城　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４９号
神戸市灘区都通２丁目２番10号
債務者　吉原美奈子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部